

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度札幌市学校給食調理等業務（手稲区）
発 注 課	札幌市生涯学習部保健給食課
選 定 事 業 者	札幌集団給食事業（協）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであることから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度（平成30年度）については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間（令和3年度を限度）、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約（特定）を行う方針である。（「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について（方針）」：平成31年1月25日教育長決裁）</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和2年度の同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和3年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ 第91条 ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年1月13日